



～未成年の相続人がいるときの遺産分割～

税理士・行政書士・ファイナンシャルプランナー
村尾 法生



相続において法定相続人の年齢は一切関係なく、未成年であっても相続人としての権利が保障されています。遺産分割協議では未成年者も含めた相続人全員での協議・同意が必要となりますが、未成年者は単独で法律行為を行うことができません。

未成年者が相続をする場合の手続きについてご説明いたします。

1. 未成年者の法律行為

民法では、未成年者は判断力が備わっていないとされており、不利な内容の契約を結んでしまわないよう強力に保護されています。未成年者が**法律行為**を行うには、**法定代理人**（親権者または未成年後見人。一般的には親）の同意を得なければなりません。相続における遺産分割協議もその法律行為に該当します。そのため未成年者の相続人は、遺産分割協議に係る内容・行為について親権者の同意が必要ということになります。つまり、未成年者が相続人であるとき、相続に関する手続きは、原則として親権者が代理で行うことになります。

2. しかし、親権者は法定代理人になれない

ここで注意が必要なのが、親（親権者）が未成年者の法定代理人とはなれないケースが多くあります。例えば、父・母・子（未成年）の3人家族があり、父が死亡したとします。法定相続人は母と子となりますが、母と子は、共同で遺産を相続する立場であり、互いの利益が相反し利害が対立する関係となります。もし、母が子の法定代理人として、母が自らの利益を最優先し遺産分割協議を行ってしまうと、子の相続人としての権利は著しく侵害されてしまう恐れがあります。このように親権者と未成年者が、両者とも相続人になる場合には、親権者は法定代理人となれません。たとえ未成年者が不利にならないような遺産分割の内容であっても、法定代理人になることはできません。このような場合には、親権者に代わって子の代理人になる「特別代理人」の選任が必要になります。

3. 特別代理人とは

特別代理人は、家庭裁判所の審判で決められた行為について、代理権などを行使することになります。相続の場合は、遺産分割協議に参加するなどの代理行為を行うことになります。遺産分割協議がまとまれば、特別代理人の任務は終了します。特別代理人となるには、特に資格などの制限はありません。未成年者と親族関係がない他人でもよく、遺産分割協議について利害関係のない人であれば特に問題ありません。なお、特別代理人は、「未成年者1人対して、特別代理人1人」となるので、未成年者が複数いるときには、未成年者の人数だけ特別代理人が必要となります。

4. 特別代理人の選任手続き

親権者等が家庭裁判所に「特別代理人選任の申立て」により家庭裁判所が決定します。

手続先	相続人である子の住所地を管轄する家庭裁判所
申立人	親権者（父・母）、利害関係人
費用	子1人について、収入印紙800円 + 郵送代（切手代）
必要書類	特別代理人選任の申立書、申立人の戸籍謄本、子の戸籍謄本、 特別代理人候補者の戸籍謄本・住民票、遺産分割協議書の案などの資料

5. 特別代理人の選任手続き

未成年者は単独で相続放棄をすることはできません。未成年者が相続放棄をするときも、遺産分割と同様に、法定代理人（親権者・特別代理人）が代理して手続きをしなければなりません。

村尾法生税理士事務所（村尾法生行政書士事務所・合同会社村尾FP事務所）

〒604-8175 京都市中京区室町御池下ル円福寺町342-1 VOICE21ビル401号

TEL：075-708-5591 FAX：075-708-5592 E-mail：murao-kimio@tkcnf.or.jp